

1 四條畷市条件付き一般競争入札（地域要件型）要綱の一部を改正する要綱の制定と関連要綱の改正を行う

背景と経緯

本市では、法改正や国の通知等による入札制度の見直しのみならず、時代に応じた、公平・公正な入札制度を構築すべく、第2次四條畷市行財政改革プランで「入札の多様化に伴い、入札方法の選択基準の策定を行う」こととして取り組みを行っている。

地方自治体の工事、委託、物品等の契約は、法に規定される「最少の経費で最大の効果」を求められる他、公正性の確保、適正履行の確保、さらには、中小企業に関する国等の契約の基本方針による市内業者育成の観点も視野に入れるなど、入札制度の在り方については継続して検討していかねばならない。

そのような中、近隣他市との状況調査を行い、検討を進め、条件付き一般競争入札（地域要件型）の上限額を引き上げることが適切であるとの検討結果に至り、四條畷市条件付き一般競争入札（地域要件型）要綱と関連要綱の改正を行うこととした。

今後も、公平・公正な入札制度を構築するため、引き続き入札制度にかかる調査研究をおこない、時代に応じた入札制度を構築していくものである。

改正概要

条件付き一般競争入札（地域要件型）において、1億円を1億2千万円の上限に引き上げ、関連する要綱を改正するもの。

関連改正要綱一覧

四條畷市条件付き一般競争入札（地域要件型）要綱

四條畷市条件付き一般競争入札要綱

四條畷市低入札価格調査実施要綱

四條畷市建設工事等請負業者選定要綱

効果

・官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく、市内業者育成の観点に寄与する。

スケジュール

要綱改正実施

施行予定日

令和3年1月1日